

# 地方公共団体における 空き家等対策に関するアンケート (近畿地方整備局集計版)

---

国土交通省 近畿地方整備局  
建政部 住宅整備課

## ■調査実施主体

・国土交通省住宅局住宅総合整備課

※集計は国土交通省近畿地方整備局建政部住宅整備課が暫定的に集計

## ■実施時期

・令和4年7月5日～令和4年7月27日

## ■調査対象

・近畿地方(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)の市町村  
(215市町村)

## ■調査内容

【問1】 空家法第6条に基づく空家等対策計画

【問2】 空家法第7条に基づかない協議会

【問3】 管理不全空き家の敷地の固定資産税の住宅用地特例の適用除外

【問4】 代執行による除却等の費用回収

【問5】 空き家対策に関する補助制度

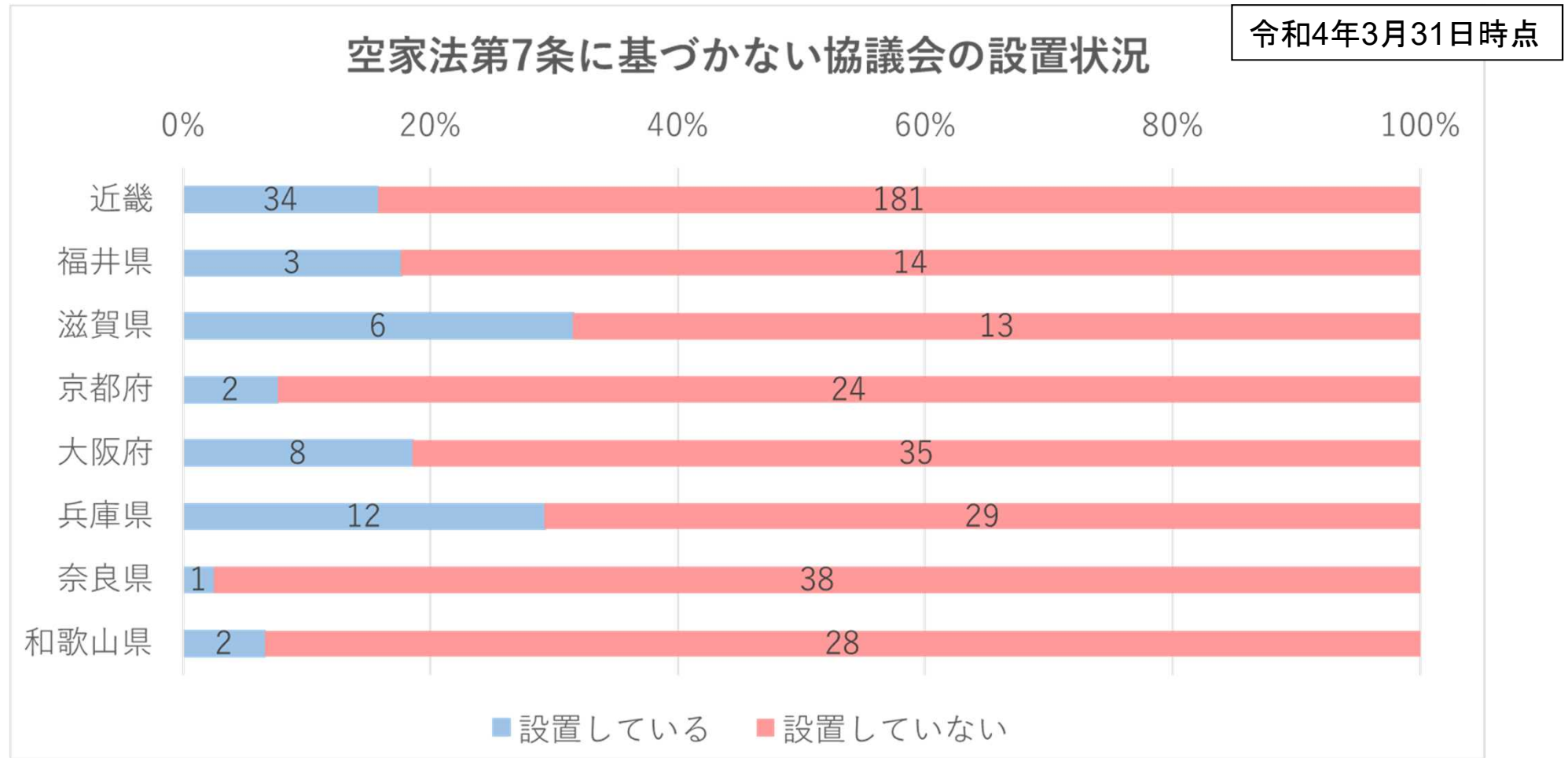
【問6】 空き地・空き家バンク

【問7】 所有者等が解散した法人等であった場合の清算人の選任申立て

【問8】 空き家対策の行政窓口の主管部署

- ・令和4年3月31日時点で空家等対策計画を作成している市町村において、「空家等に関する対策の対象とする地区」を市区町村の一部区域に限定している市町村はなかった。

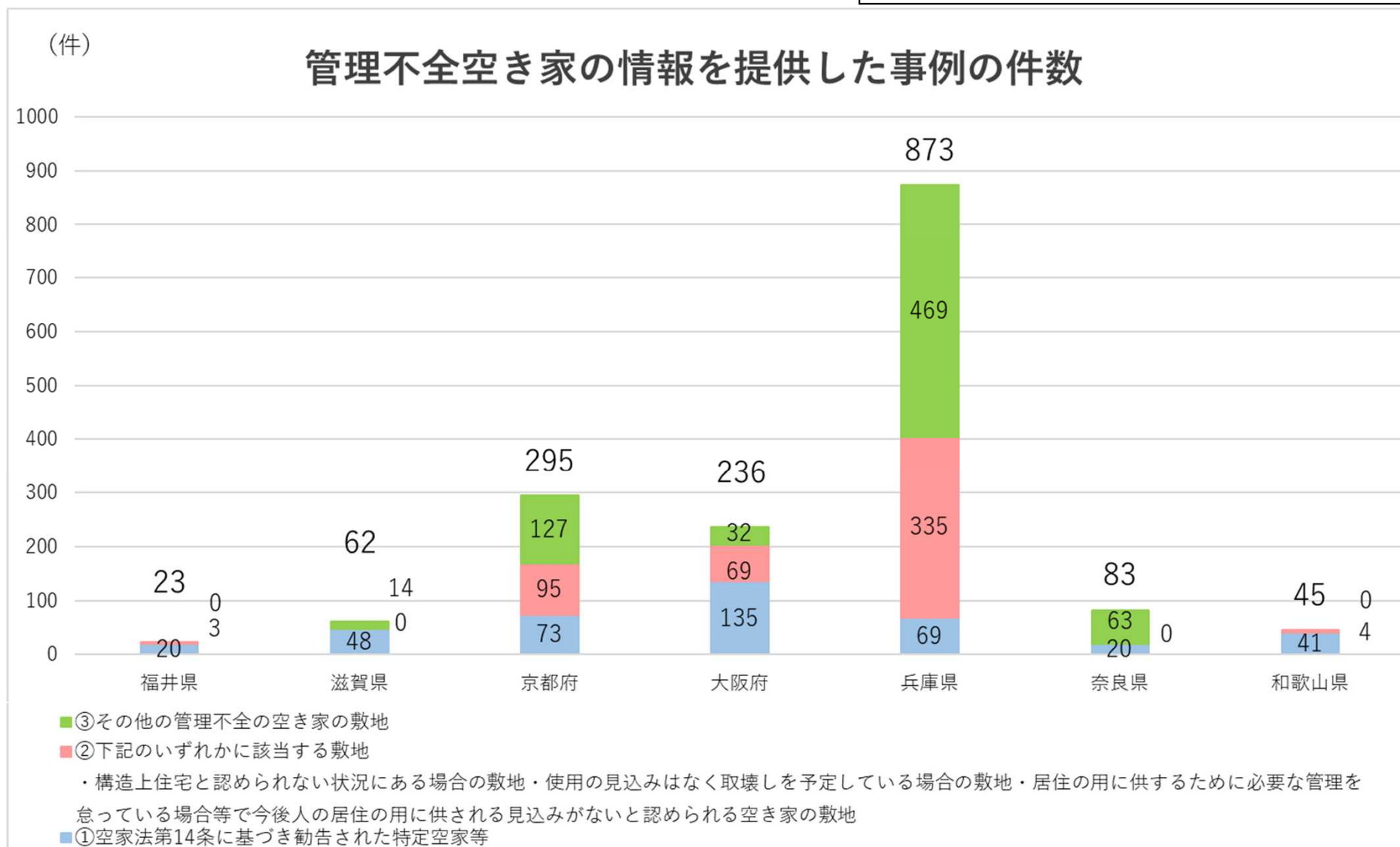
- ・空家法第7条に基づかない協議会を設置している市町村は、近畿管内全体では34市町村(15.8%)である。



# 【問3】(1) 管理不全空き家の情報を提供した事例の件数

・管理不全の空き家について、固定資産税の住宅用地特例の適用の除外に向けて空き家部局から税務部局に管理不全空き家の情報を提供した事例の件数は、兵庫県が最も多く873件、次いで京都府が295件であった。

平成27年5月26日～令和4年1月1日の間の累計

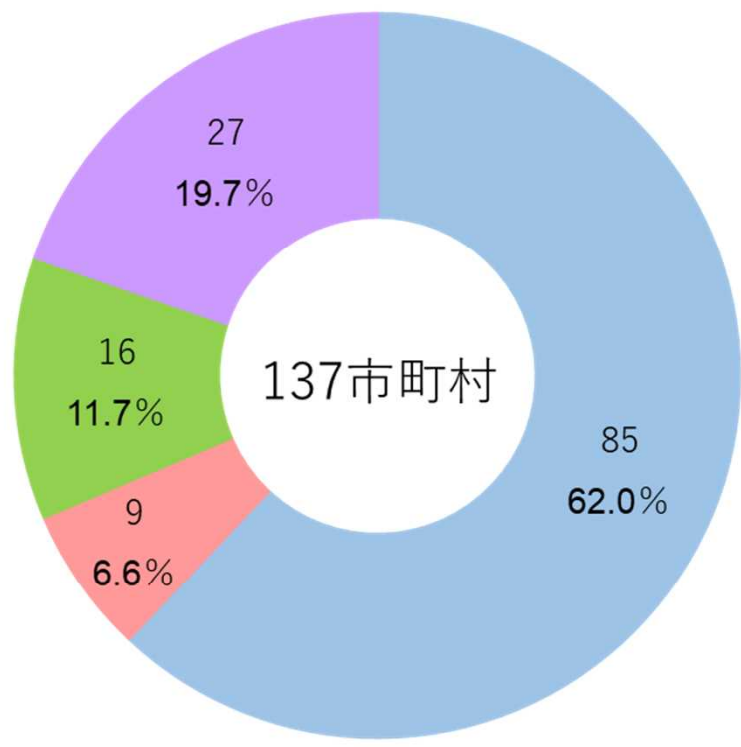


# 【問3】(2) 管理不全の空き家について情報提供の事例がない理由

・管理不全の空き家の情報を提供した事例がない理由は、「空家法第14条に基づき勧告された特定空家等や、構造上住宅と認められない状況にある場合の敷地などを把握していない、または存在しない」との理由が最も多く85市町村(62.0%)で、次いで「その他」が27市町村(19.7%)であった。

平成27年5月26日～令和4年1月1日の間の累計

### 管理不全の空き家について状況提供の事例がない理由

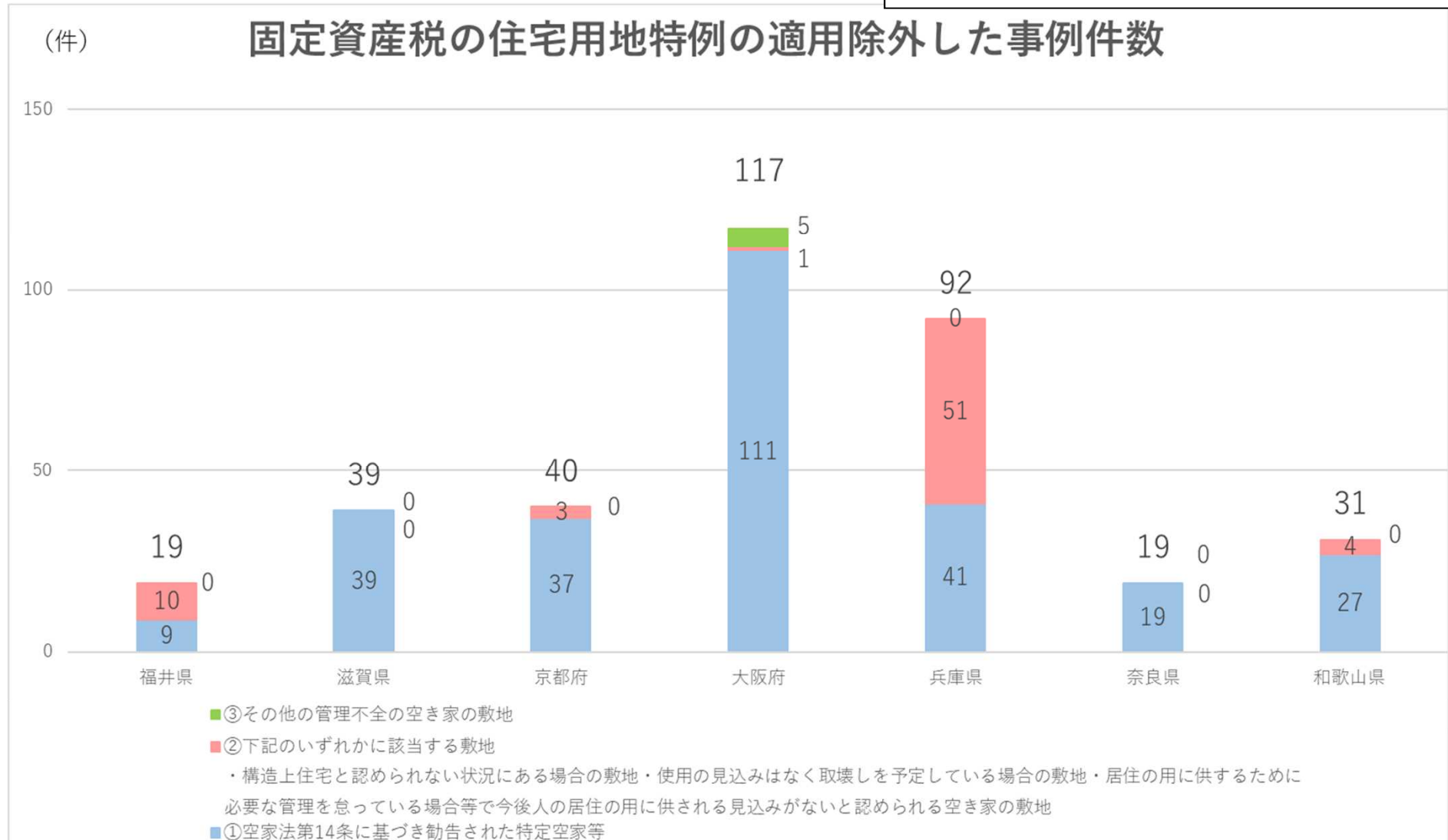


- ① (1) ①、②に該当する管理不全の空き家を把握していない、または存在しないため
- ② (1) ②に該当する管理不全の空き家の敷地が住宅用地でないこと（固定資産税の住宅用地特例の対象外であること）を知らなかったため
- ③税務部局との連携ができていないため
- ④その他

# 【問3】(3) 固定資産税の住宅用地特例の適用除外した事例件数 国土交通省

- ・管理不全の空き家の敷地について、固定資産税の住宅用地特例の適用を除外した事例の件数は、大阪府が最も多く117件で、次いで兵庫県で92件であった。
- ・空き家法第14条に基づき勧告された特定空家等の除外が比較的多い。

平成27年5月26日～令和4年1月1日の間の累計

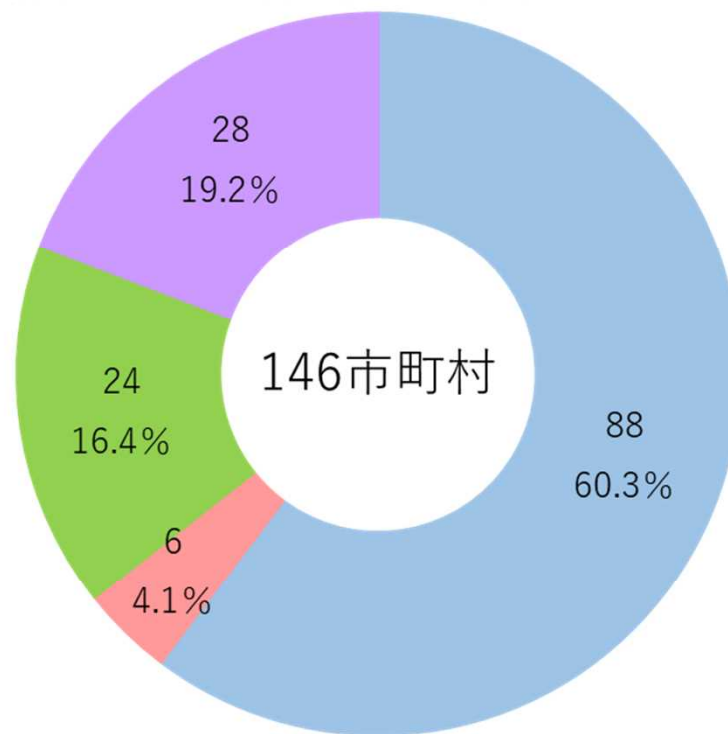


# 【問3】(4) 住宅用地特例の適用除外した事例がない理由

・管理不全の空き家の敷地について、住宅用地特例の適用を除外した事例がない理由は、「空家法第14条に基づき勧告された特定空家等や、構造上住宅と認められない状況にある場合の敷地などを把握していない、または存在しない」との理由が最も多く88市町村(60.3%)、次いで、「その他」が28市町村(19.2%)であった。

平成27年5月26日～令和4年1月1日の間の累計

## 住宅用地特例の適用除外した事例がない理由



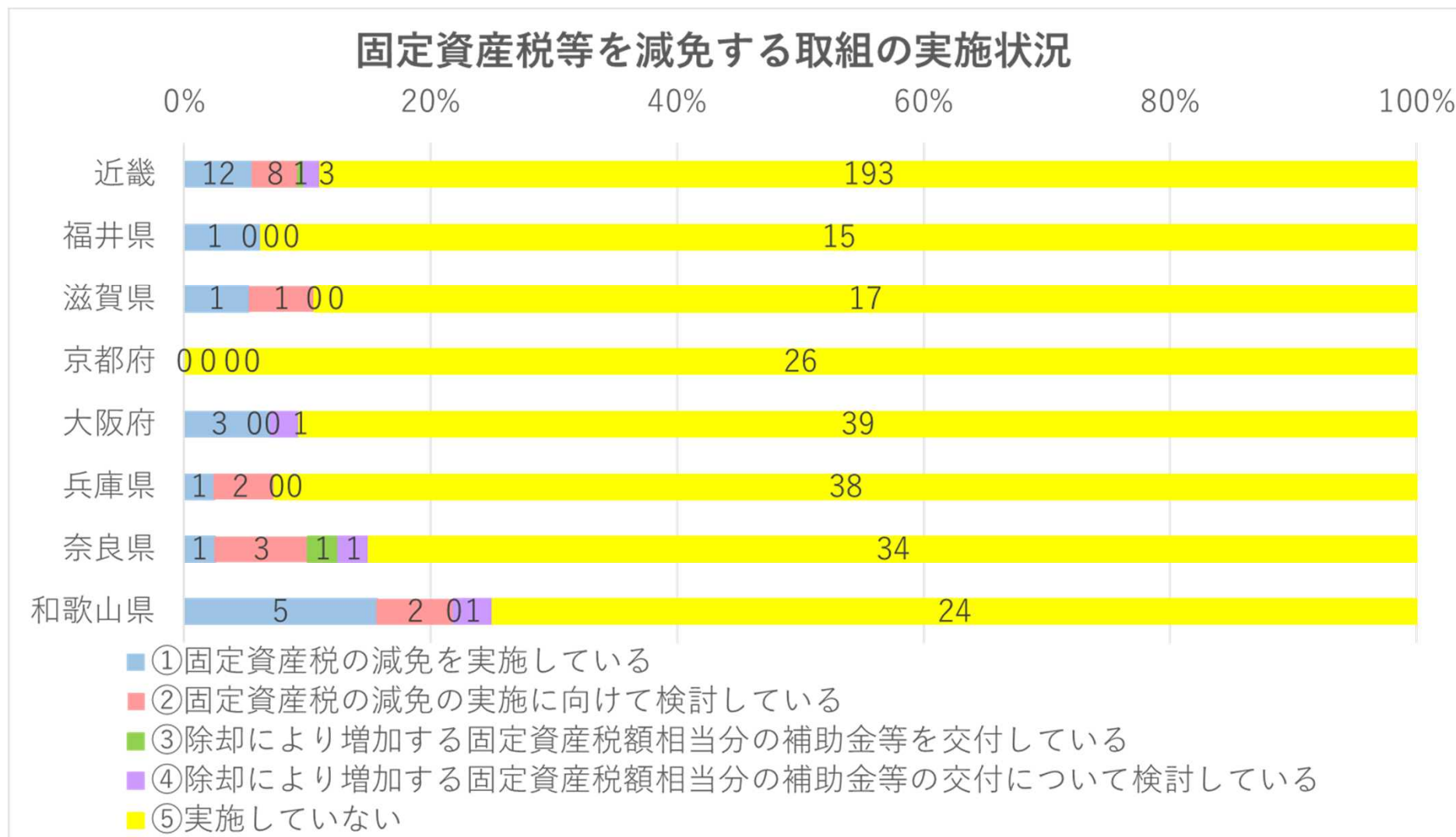
- ① (1) ①、②に該当する管理不全の空き家を把握していない、または管理不全空き家が存在しないため
- ② (3) の②に該当する管理不全の空き家の敷地が住宅用地でないこと（固定資産税の住宅用地特例の対象外であること）を知らなかったため
- ③空家部局からの情報提供がないため
- ④その他



# 【問3】(5) 固定資産税等を減免する取組の実施状況

・老朽化した空家等の除却の促進を目的とした、除却後の土地を対象に、固定資産税等を減免する取組の実施は、近畿管内全体で実施している市町村が12市町村、検討している市町村が8市町村であった。(複数回答可)

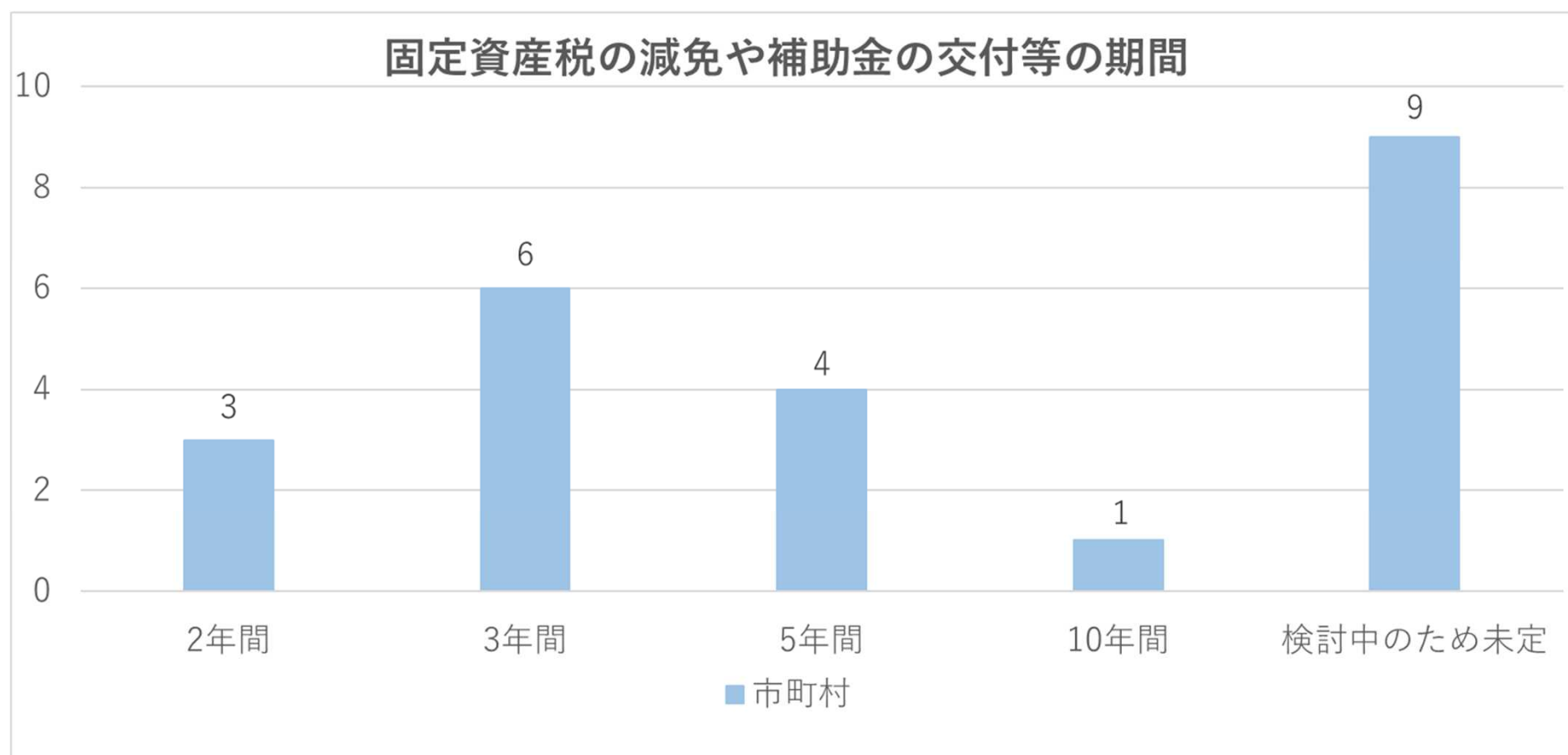
令和4年3月31日時点



## 【問3】(6) 固定資産税の減免や補助金の交付等の期間

- 固定資産税等を減免する取組を実施している市町村において、固定資産税の減免や補助金の交付等の場合の期間は、「検討中のため未定」が最も多く9市町村(39.1%)、次いで「3年間」で6市町村(26.1%)であった。

令和4年3月31日時点

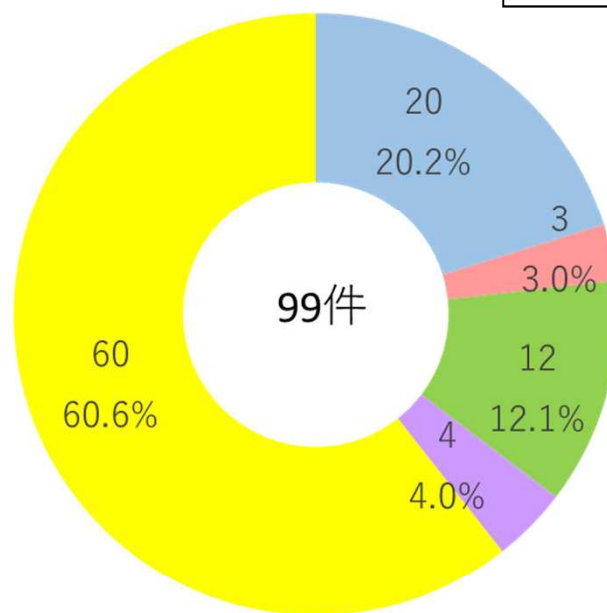


# 【問4】(1) 除却等の費用回収状況

・行政代執行及び略式代執行の実績がある市町村において、空家法第14条に基づく行政代執行または略式代執行を行った場合の除却等の費用回収状況について、「全額回収できないことが確定した物件数」が最も多く60件(60.6%)、次いで「これから費用回収を行う物件数」が20件(20.2%)であった。

(件) 行政代執行または略式代執行を行った場合の除却等の費用回収状況

平成27年5月26日～令和4年3月31日の間の累計

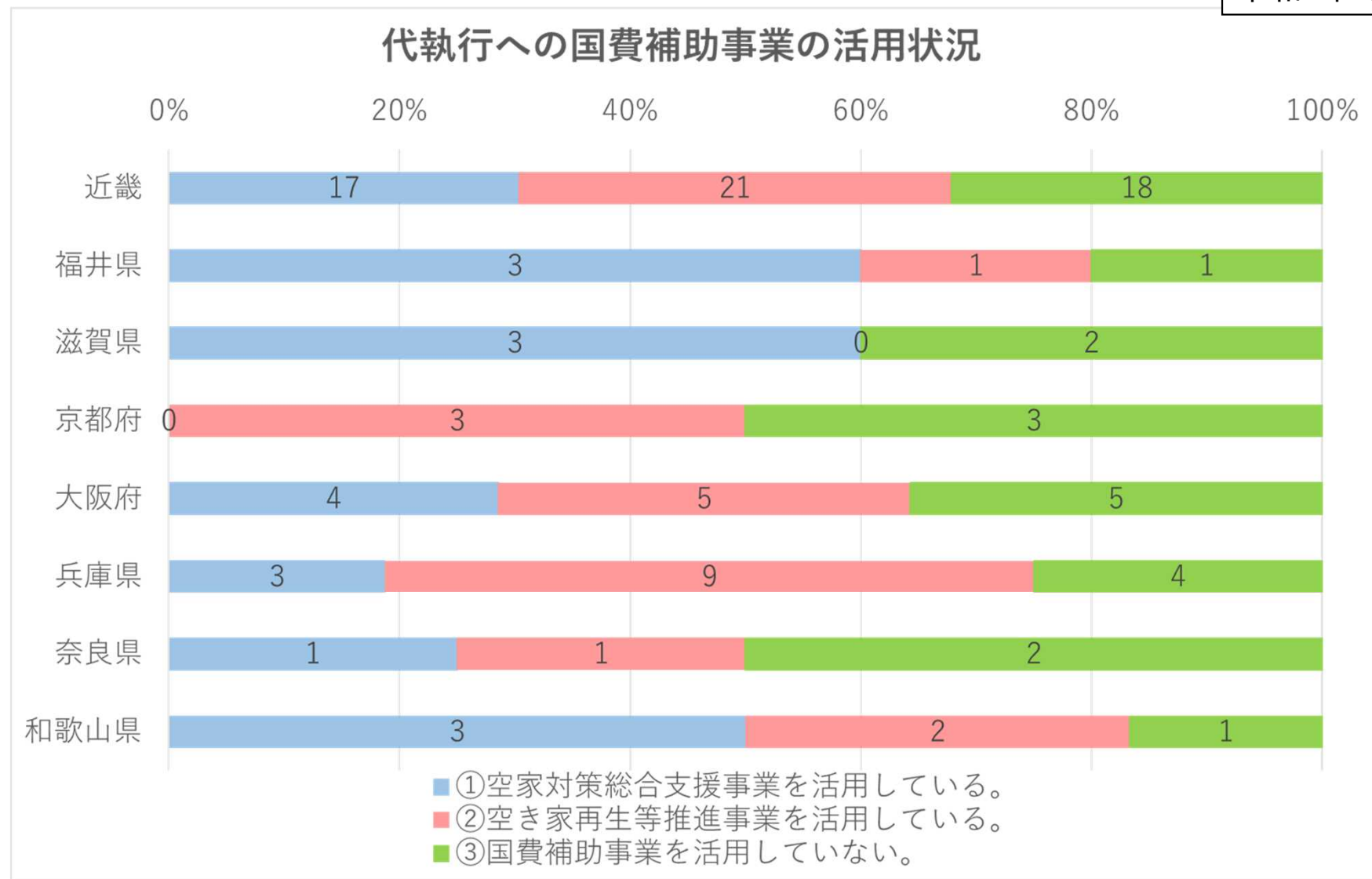


- ①これから費用回収を行う物件数
- ②一部の費用回収ができており、継続して費用回収中の物件数
- ③全額費用回収できた物件数
- ④一部の費用回収をできたが、残りの除却費等の費用回収ができないことが確定した物件数
- ⑤全額費用回収できないことが確定した物件数

# 【問4】(2) 代執行への国費補助事業の活用状況

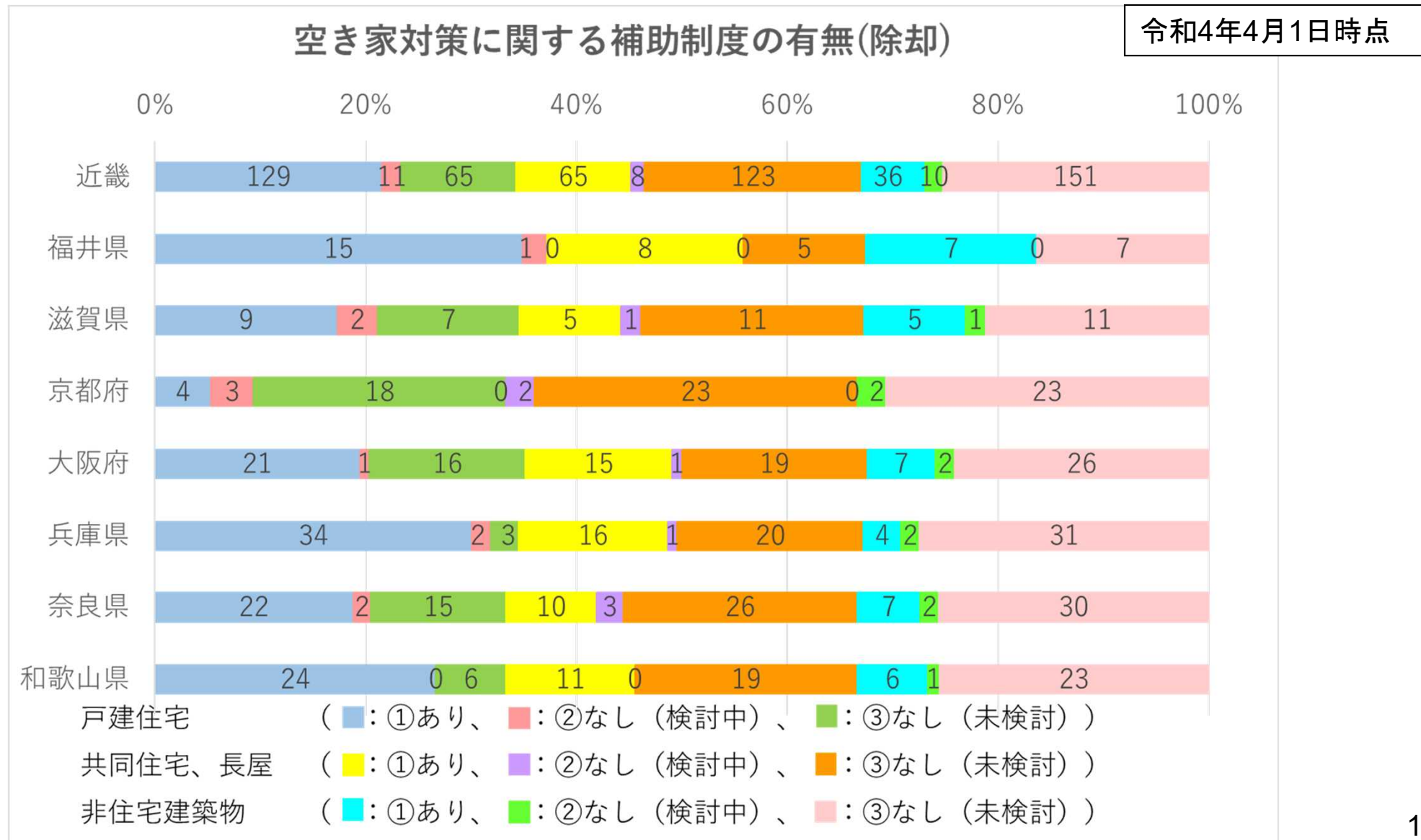
・行政代執行及び略式代執行の実績がある市町村における、代執行への国費補助事業の活用状況は、近畿管内全体では空家対策総合支援事業と空き家再生等推進事業および、国費補助事業を活用していない割合がほぼ同等であった。

令和4年3月31日時点



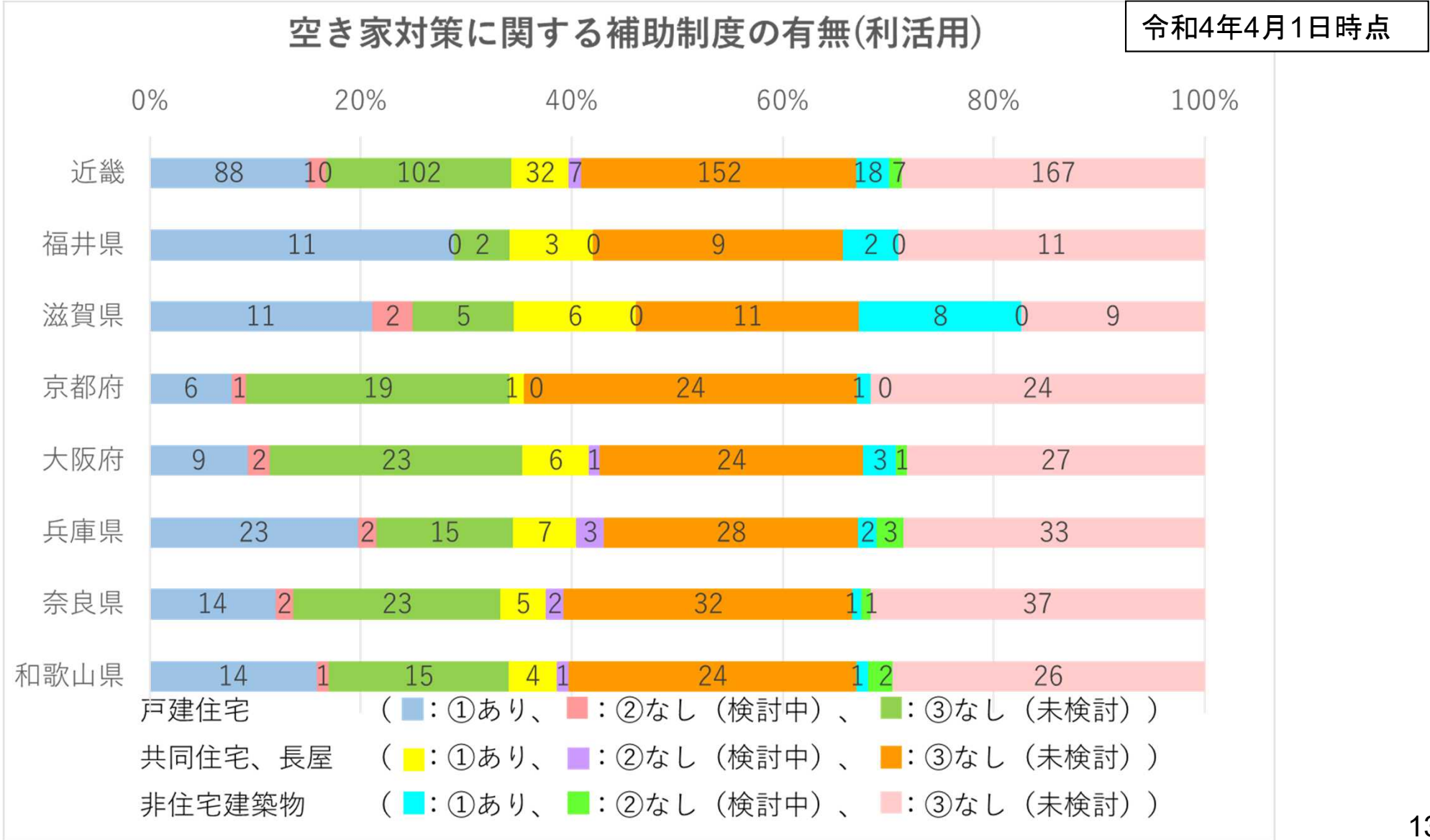
# 【問5】(除却) 空き家対策に関する補助制度の有無

・除却における空き家に関する補助制度の有無について、近畿管内全体では、戸建て住宅は「あり」と「検討中」を合わせた割合が「未検討」に対して多かったが、共同・長屋住宅や非住宅建築物については「未検討」の割合の方が多かった。



# 【問5】(利活用) 空き家対策に関する補助制度の有無

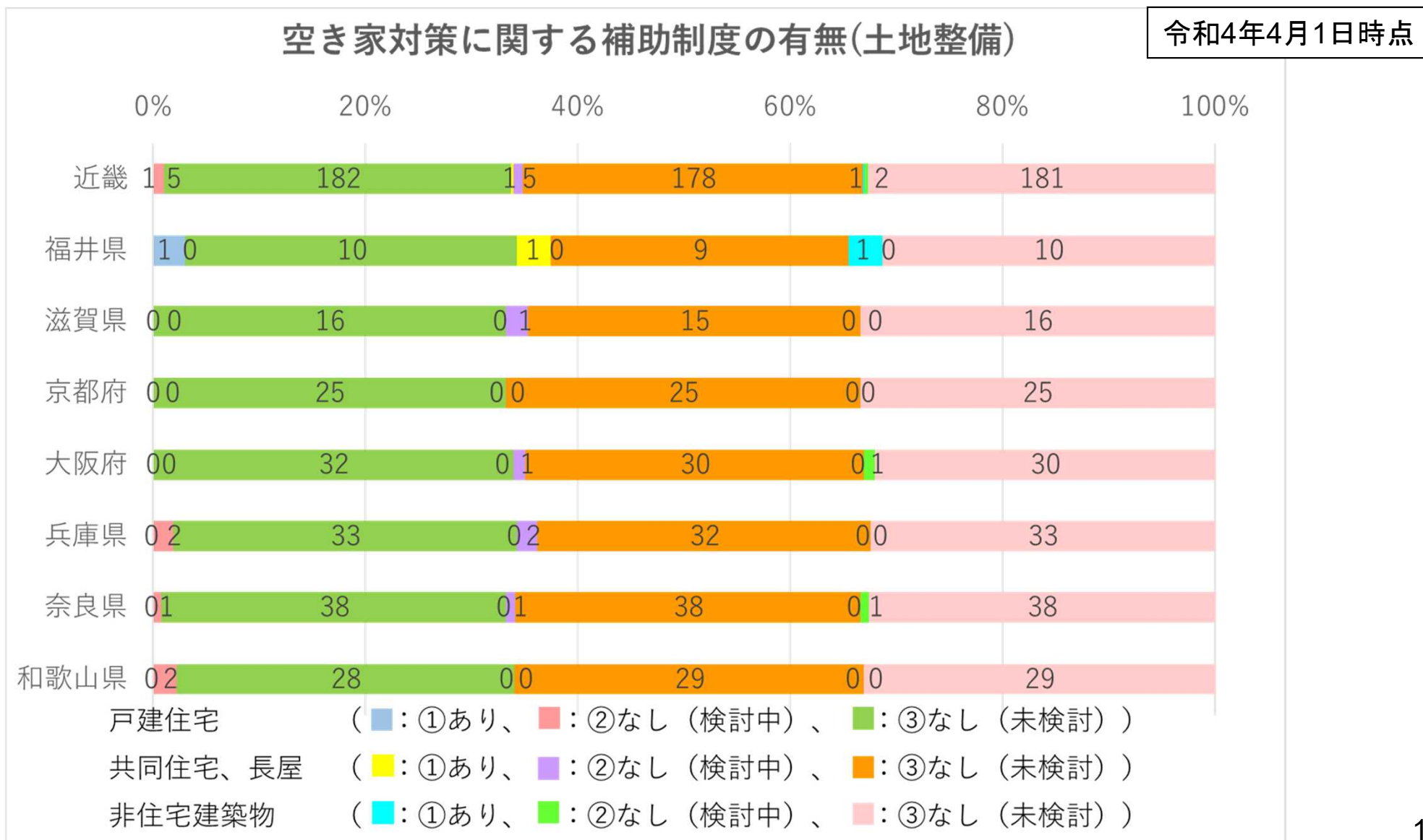
・利活用における空き家に関する補助制度の有無について、近畿管内全体では、戸建て住宅、共同・長屋住宅、非住宅建築物ともに、「あり」と「検討中」を合わせた割合に比べ、「未検討」の割合の方が多かった。





# 【問5】(土地整備) 空き家対策に関する補助制度の有無

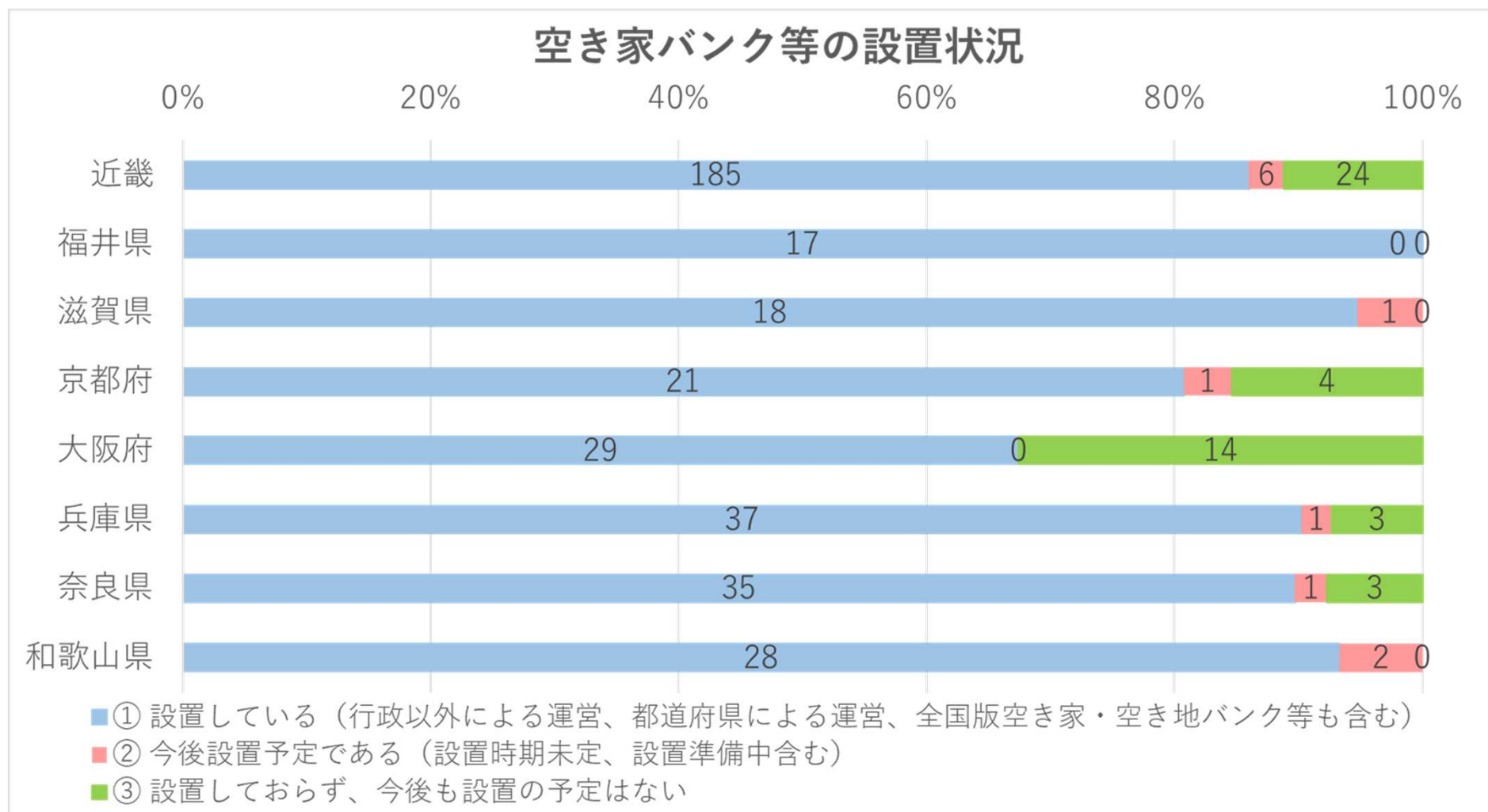
・土地整備における空き家に関する補助制度の有無について、近畿管内全体では、戸建て住宅、共同・長屋住宅、非住宅建築物ともに、「あり」と「検討中」を合わせた割合に比べ、「未検討」の割合の方が多かった。



# 【問6】(1) 空き家バンク等の設置状況

・空き家バンクの設置状況は、近畿管内全体では、設置している市町村は185市町村（86.0%）で今後設置予定の6市町村（2.8%）と合わせると約9割近くであった。

令和4年3月31日時点



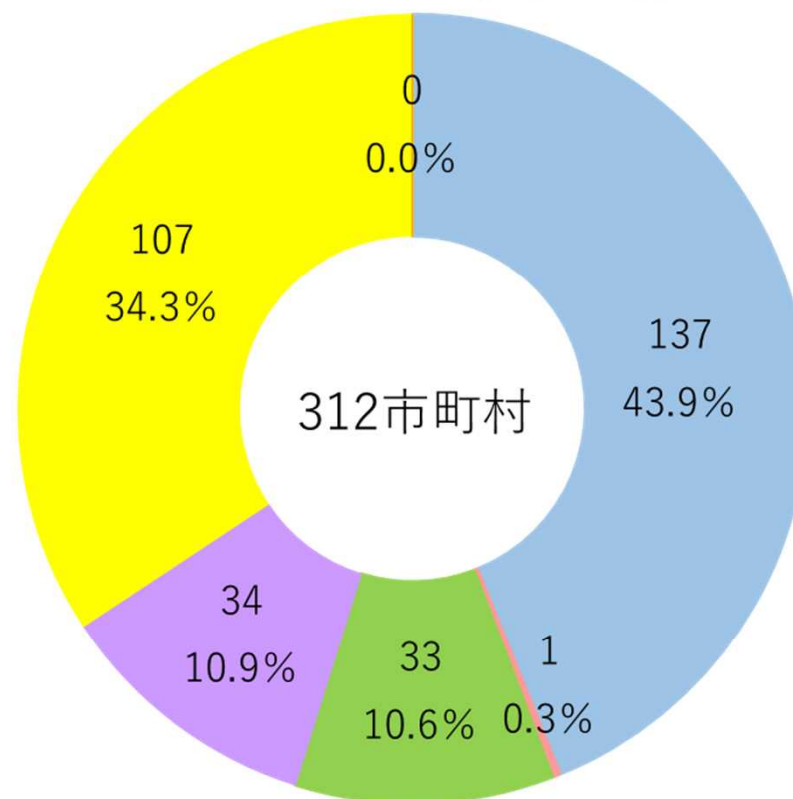


# 【問6】(2) 空き家バンク等の設置主体

・空き家バンク等の設置主体は、「行政(単独市町村)」が最も多く、137市町村(43.9%)、次いで「全国版空き家・空き地バンクを利用している」市町村が107市町村(34.3%)であった。

令和4年3月31日時点

空き家バンク等の設置主体



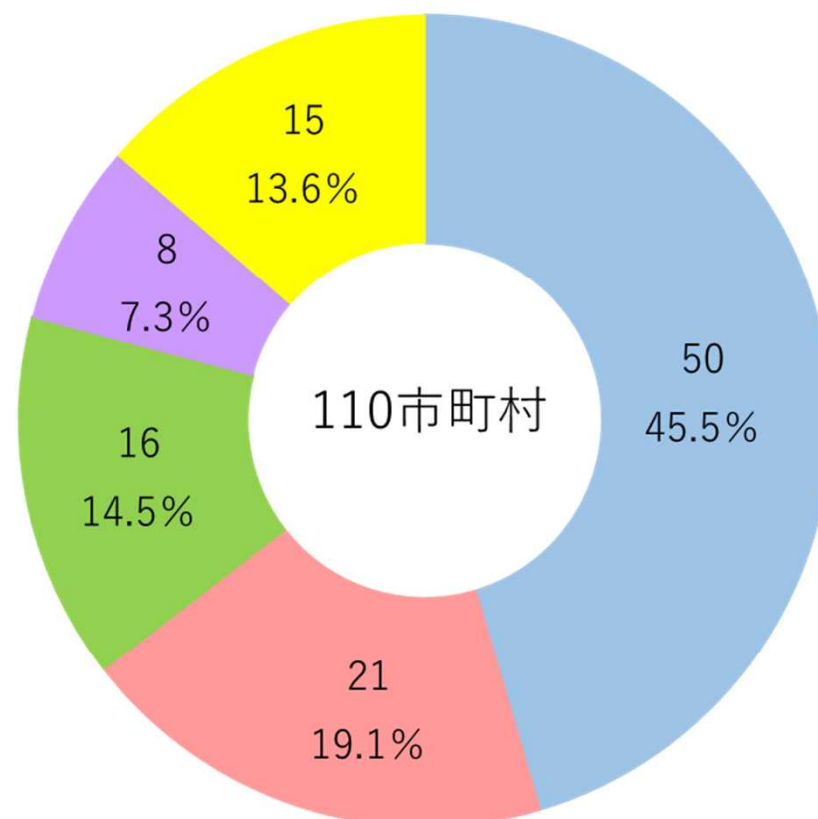
- ①行政(単独市区町村)が設置
- ②行政(複数市区町村)が設置
- ③行政(都道府県)が設置
- ④行政以外の公益財団法人、社団法人、各種協議会、民間事業者等が設置(行政と協定や覚書、委託等で連携しているものに限る。)
- ⑤全国版空き家・空き地バンク(LIFULLHOME'S・at home)を利用
- ⑥その他

# 【問6】(3) 全国版空き家・空き地バンクを利用しない理由

・全国版空き家・空き地バンクを利用していない市町村において、その理由は「自治体の空き家・空き地バンクで情報発信できている」が最も多く50市町村(45.5%)であり、次いで「人員・予算が不足している」が21市町村(19.1%)であった。(複数回答可)

令和4年3月31日時点

全国版空き家・空き地バンクを利用しない理由



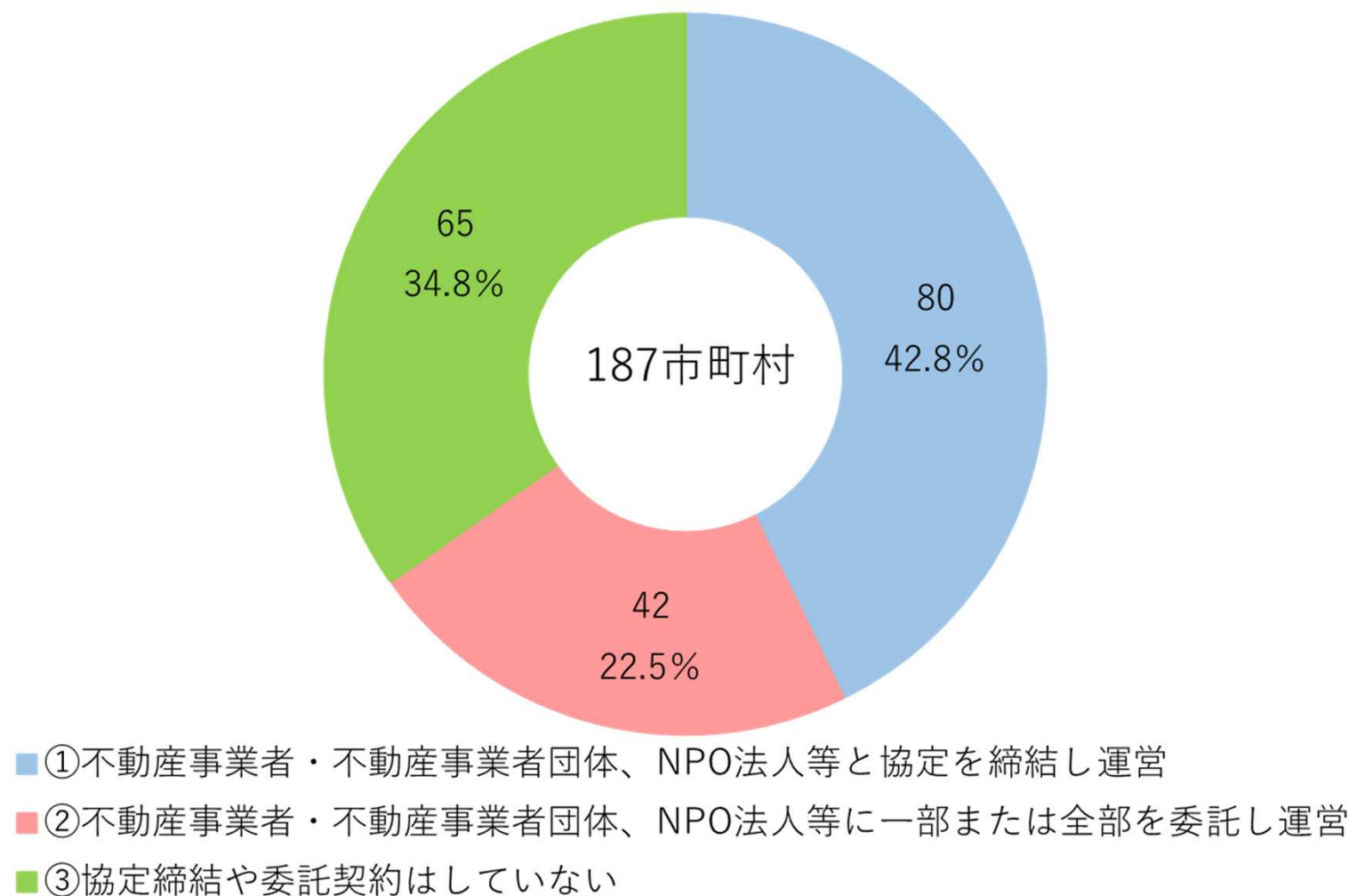
- ①自治体の空き家・空き地バンクで情報が発信できている
- ②人員・予算が不足している
- ③運営の負担がかかる
- ④利用開始時の手続きに手間がかかる
- ⑤その他

## 【問6】(4) 不動産事業者団体等との協定・委託状況

・空き家バンク等の運営における不動産事業者団体等との協定の締結や委託の有無について、「不動産事業者・不動産事業者団体、NPO法人等と協定を締結し運営している」市町村が最も多く80市町村(42.8%)であり、次いで「協定締結や委託契約はしていない」市町村が65市町村(34.8%)であった。(複数回答可)

不動産事業者団体等との協定・委託状況

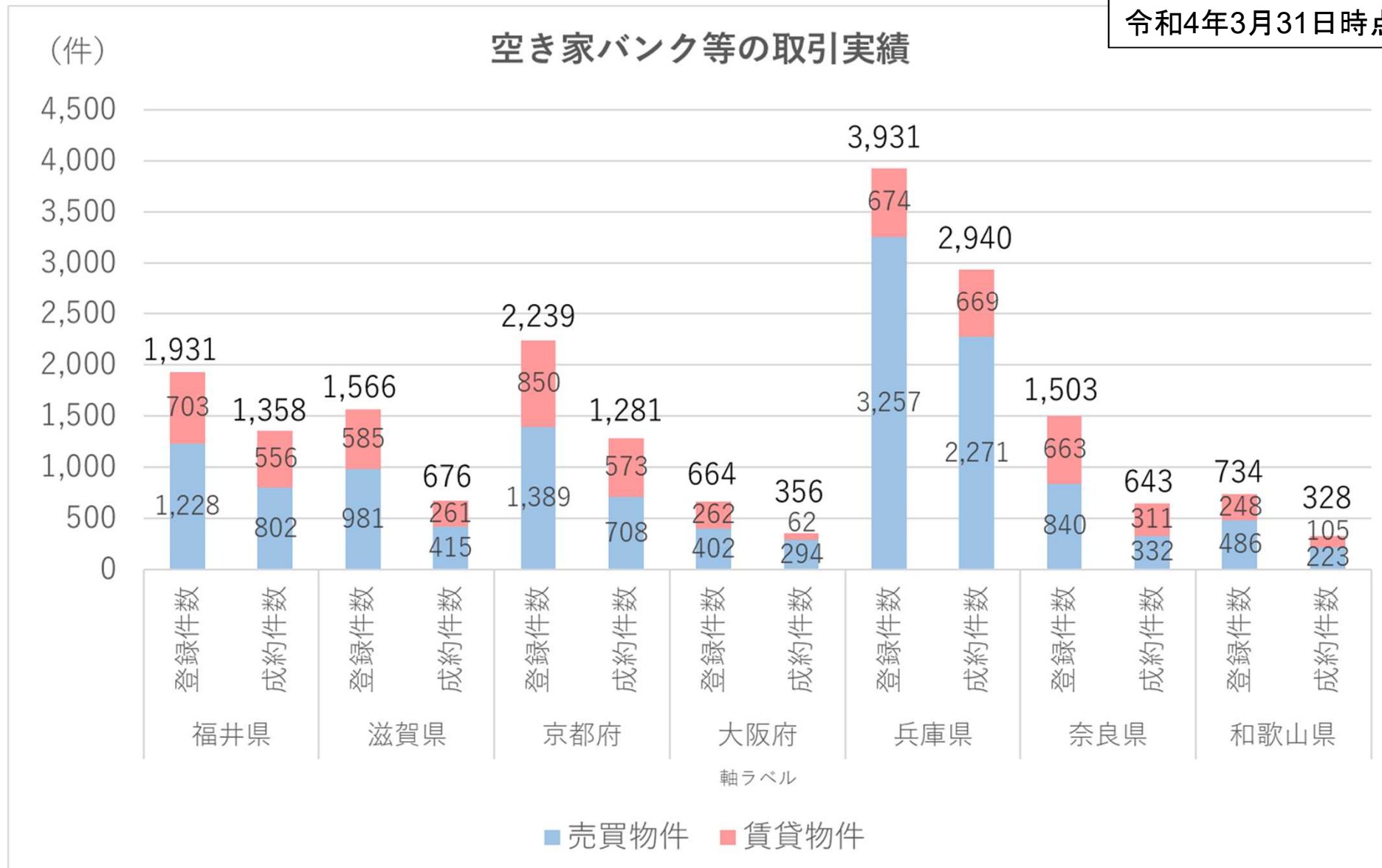
令和4年3月31日時点



# 【問6】(6) 空き家バンク等の取引実績

・空き家バンク等の取引実績が最も多いのは、登録件数では兵庫県で3,931件、次いで京都府で2,239件、成約件数では最も多いのは兵庫県で2,940件、次いで福井県で1,358件であった。

令和4年3月31日時点

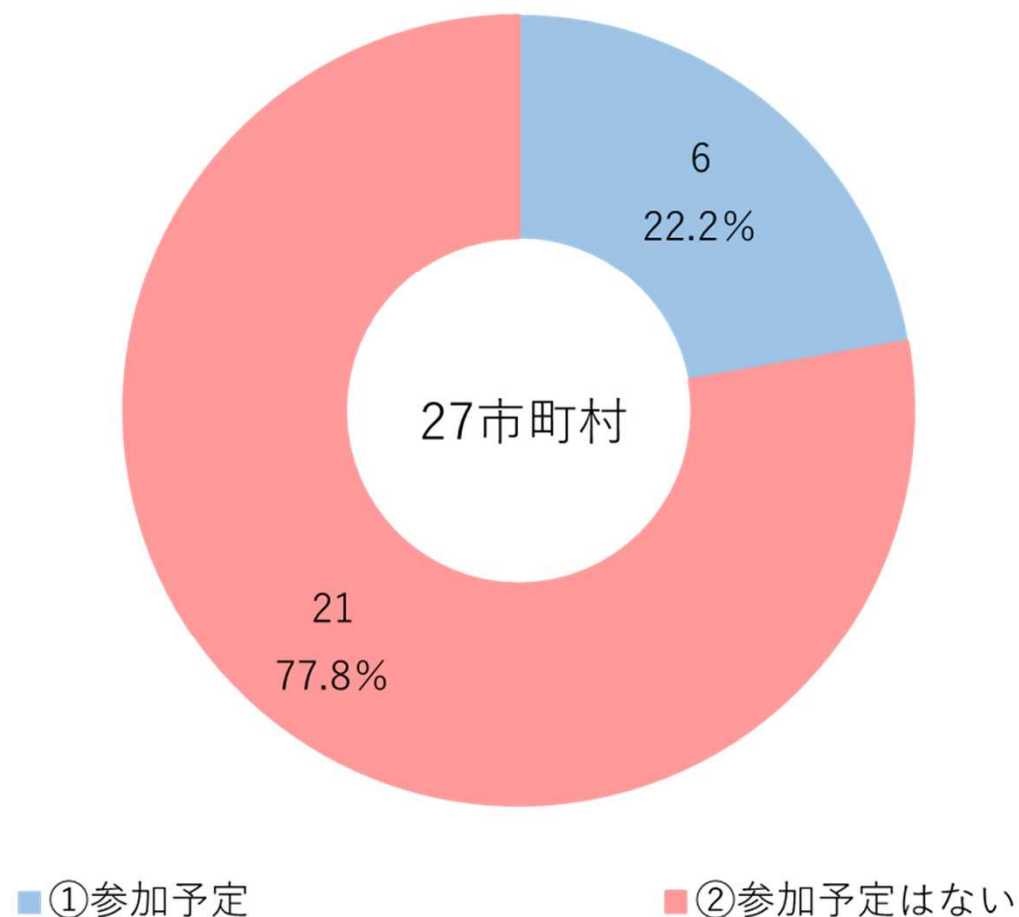


## 【問6】(7) 全国版空き家・空き地バンク参加予定の有無

- ・今後空き家バンクに参加予定である市町村のうち、「全国版空き家・空き地バンクに参加予定」の市町村は6市町村(22.2%)であり、「参加予定はない」市町村は21市町村(77.8%)であった。

令和4年3月31日時点

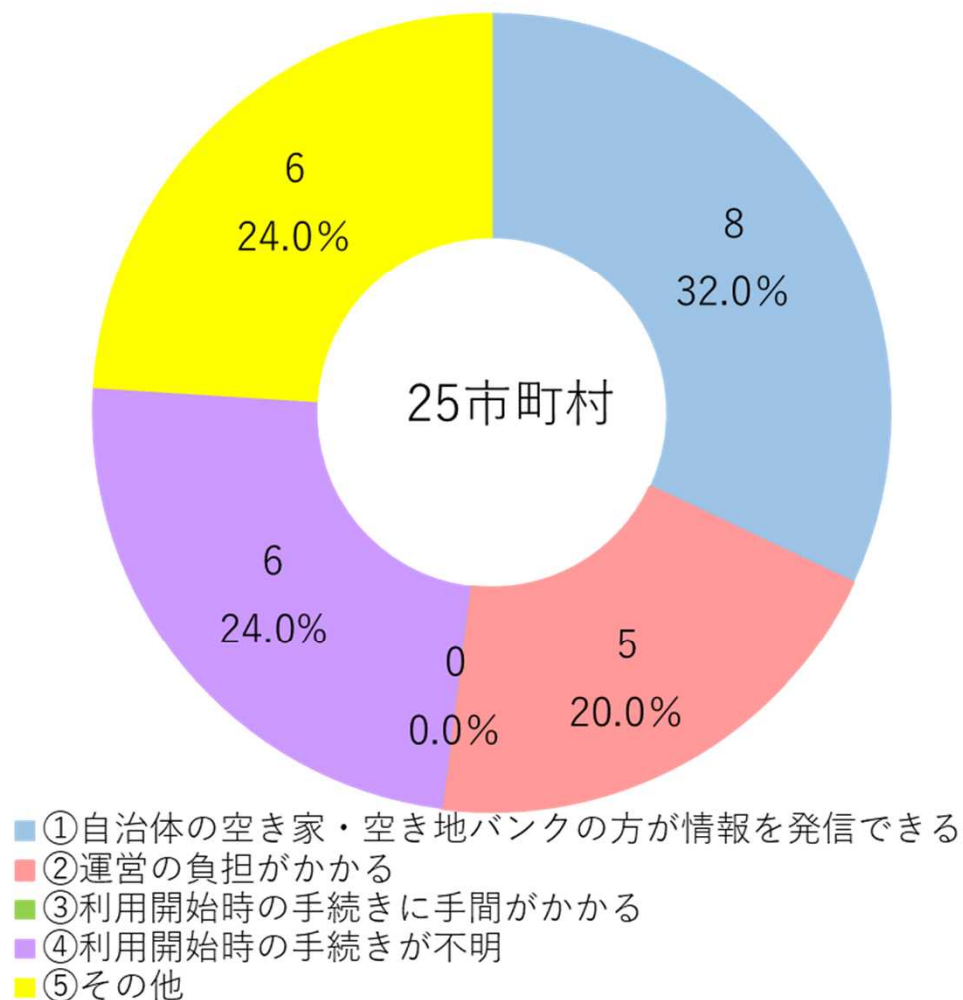
全国版空き家・空き地バンク参加予定の有無



・全国版空き家・空き地バンクへ参加予定がない理由は、「自治体の空き家・空き地バンクの方が情報を発信できる」が最も多く8市町村(32.0%)、次いで「利用開始時の手続きが不明」及び、「その他」が6市町村(24.0%)であった。(複数回答可)

## 全国版空き家・空き地バンクへ参加予定がない理由

令和4年3月31日時点



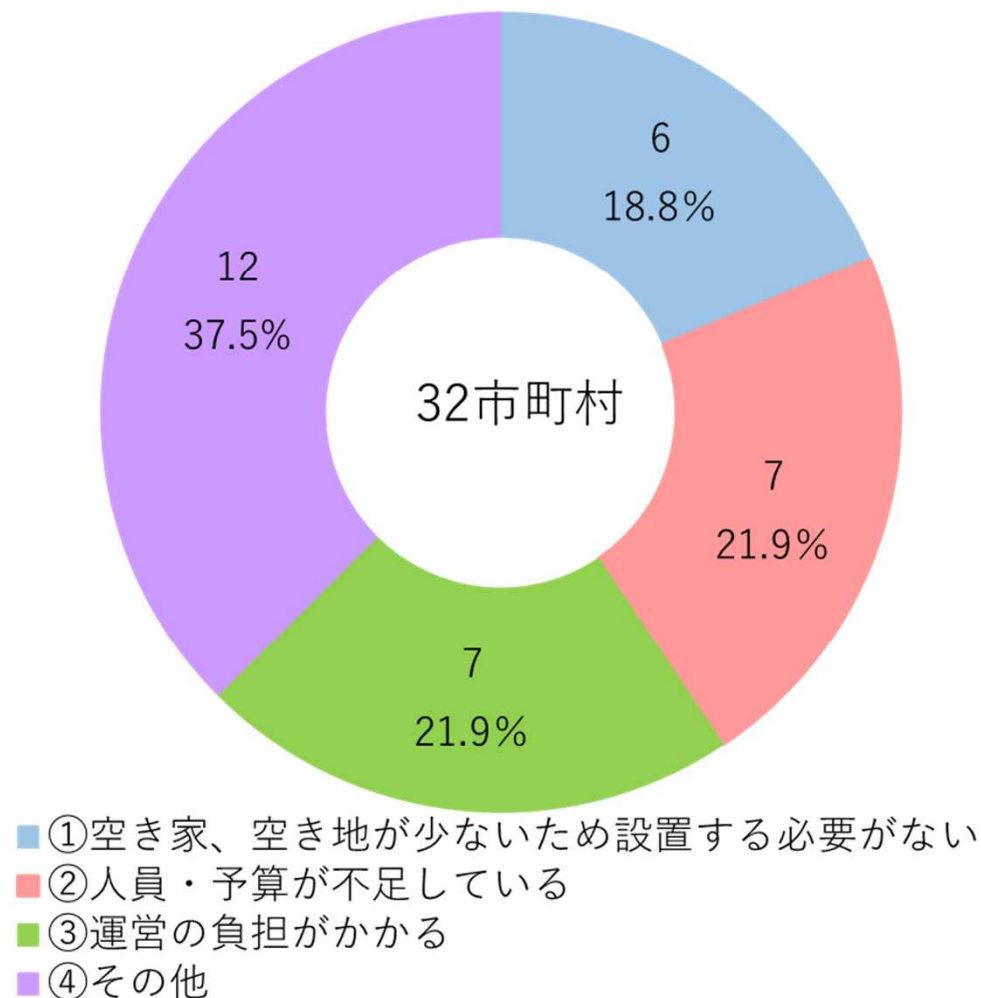


# 【問6】(9) 空き家・空き地バンクの設置予定がない理由

・空き家・空き地バンクの設置予定がない理由は、「その他」が最も多く12市町村(37.5%)、次いで「人員・予算が不足している」及び、「運営の負担がかかる」が7市町村(21.9%)であった。(複数回答可)

令和4年3月31日時点

空き家・空き地バンクの設置予定がない理由



# 【問8】空き家対策の行政窓口の主管部署

・空き家対策の行政窓口の主管部署は、ア～オのいずれの項目においても都市・住宅部門の割合が最も多く、次いで空き家対策の専門部署または土木・建設部門の割合が多い。

令和4年4月1日時点

## 空き家対策の行政窓口の主幹部署

